

令和3年度 第1回長岡市地域公共交通協議会

資 料

長岡市地域公共交通協議会

令和3年6月29日(火)

1. 令和 2 年度事業報告

(1) 長岡市地域公共交通協議会

項目	実施日	内容
第 1 回	R2.6.10	(議決事項) (1) 令和元年度事業報告及び令和元年度歳入歳出決算報告 (2) 令和 2 年度事業計画の変更 (案) について (3) 令和 2 年度歳入歳出予算の変更 (案) について (4) 栃尾地域における乗合タクシー本格運行について (協議事項) (1) 生活交通の利用状況について (2) 和島地域における乗合タクシー実証運行について (3) 新公共交通システム勉強会について (4) 令和 2 年度事業内容について (5) 令和 2 年度公共交通関連事業について
書面協議	R2.8.25	(1) 路線バスキャッシュレス導入実証実験事業について
第 2 回	R2.11.25	(議決事項) (1) 栃尾地域デマンド型乗合タクシー本格運行について (2) 令和 2 年度歳入歳出予算の変更 (案) について (協議事項) (1) 路線バスキャッシュレス導入実証実験事業について (2) 新型コロナウイルス感染症対策事業について (3) 和島地域デマンド型乗合タクシー実証運行について
第 3 回	R3.2.25	(議決事項) (1) 川口地域自家用有償旅客運送の更新登録について (2) 令和 3 年度事業計画 (案) について (3) 令和 3 年度歳入歳出予算 (案) について (協議事項) (1) 自家用有償旅客運送の運行見直しについて (2) 長岡市地域公共交通網形成計画の実施状況について
第 4 回 (書面協議)	R3.3.31	(議決事項) (1) 長岡市地域公共交通協議会規約改正

(2) 分科会

項目	実施日	内容
第1回 小国地域 (書面協議)	R3. 1. 26	(議題) ・ 令和元年度及び令和2年度の利用状況について ・ 令和3年度事業計画(案)について
第1回 川口地域 (書面協議)	R3. 1. 29	(議題) ・ 自家用有償旅客運送者の登録更新について ・ 川口地域バスの「西川口・田麦山線」の一部ルート変更について
第1回 山古志地域 (書面協議)	R3. 2. 5	(議題) ・ 令和元年度の運行実績について ・ 令和3年度の運行内容計画(案)について

(3) 事業の報告

項目	内容
長岡地域	<ul style="list-style-type: none"> ○令和2年9月にオープンした道の駅「ながおか花火館」に路線バスを延伸運行し、交通手段を確保した。 ○バス待合所設置事業を活用し、地域内1箇所のバス停留所で上屋を整備した。 ○路線バス中央環状線「くるりん」にキャッシュレス決済システムを導入し、実証実験を開始した。
中之島地域	<ul style="list-style-type: none"> ○地元共助会が主体となって、ボランティアによる共助輸送について検討中。
越路地域	<ul style="list-style-type: none"> ○来迎寺駅周辺駐車場整備事業において、パークアンドライド機能を併せ持った多目的駐車場を整備した。
栃尾地域	<ul style="list-style-type: none"> ○令和元年10月から行っているデマンド型乗合タクシーの実証運行の結果を受け、令和3年4月1日から本格運行を行う方針を決定し、手続きを行った。
和島地域	<ul style="list-style-type: none"> ○令和2年9月まで割烹バスによるボランティア輸送を行い、利用状況を確認した。その結果を踏まえ、令和2年10月から、デマンド型乗合タクシーの実証運行を開始した。
寺泊地域	<ul style="list-style-type: none"> ○令和2年10月に寺泊地域生活交通検討委員会を設置し、デマンド型乗合タクシーの導入について検討を開始した。 ○寺泊駅前広場整備事業の造成工事に着手した。
小国地域	<ul style="list-style-type: none"> ○「NPO 法人 MTN サポート」が運営を行っている小国地域生活交通（大貝線、八王子線、法末線）の利用実績及び令和3年度運行について、書面協議を行った。
川口地域	<ul style="list-style-type: none"> ○「NPO 法人くらしサポート越後川口」が運営を行っている川口地域バス（西川口・田麦山線、和南津・木沢線、上川線）の利用客数の推移を確認し、運行内容の見直しについて書面協議を行った。また、自家用有償旅客運送の更新登録を行った。 ○西川口・田麦山線について、ぬくもり荘を出発した後に、川口支所を経由してから西川口・田麦山方面へ向かうルートに変更した（令和3年4月から運行開始）
山古志地域 ・太田地区	<ul style="list-style-type: none"> ○「NPO 法人中越防災フロンティア」が運営を行っている山古志地域・太田地区バス（村松線、岩間木線、種苧原線、小松倉線）について、利用客数の推移を確認し、運行内容（運行本数など）の見直しを行った。 ○学校からの要望により、一部運行時刻を変更し、村松線沿線の小学生の入学に伴い、必要な便を増便した（令和3年4月から運行開始）

2. 令和2年度歳入歳出決算報告

(1) 歳入歳出決算書

(会計期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日)

① 歳入

(単位：円)

款	項	目	予算額	収入済額	増減額	説明
1	負担金	1 負担金	4,000,000	4,000,000	0	長岡市負担金
2	補助金	1 補助金	53,000,000	52,618,789	▲ 381,211	バス・タクシー共通割引券補助金 キャッシュレス導入実証実験事業補助金 (機器設置委託、ポスター作成委託)
3	繰越金	1 繰越金	0	0	0	
4	諸収入	1 諸収入	0	179	179	預金利息
合 計			57,000,000	56,618,968	▲ 381,032	

② 歳出

(単位：円)

款	項	目	予算額	支出済額	残 額	説明
1	運営費	1 会議費	500,000	176,834	323,166	委員報酬 163,800円 お茶代 13,034円
		2 事務費		1 事務費		8,303
2	事業費	1 事業費	56,450,000	49,005,708	7,444,292	協議会運営業務委託費 3,355,000円 バス・タクシー共通割引券補助金 34,531,919円 キャッシュレス導入実証実験ポスター作成委託料 155,639円 キャッシュレス導入実証実験機器設置委託料 10,963,150円
3	予備費	1 予備費	0	0	0	
合 計			57,000,000	49,190,845	7,809,155	

③ 差引残額

(収入済額) 56,618,968 (支出済額) 49,190,845 (残額) 7,428,123 円 ※ 長岡市へ返納

(2) 会計監査報告

会計監査報告

長岡市地域公共交通協議会規約第7条第3項の規定により、令和2年度の会計を監査した結果、歳入・歳出に関する帳簿並びに証拠書類等は、いずれも適正に処理されていたことを報告します。

令和 3 年 4 月 21 日

長岡市地域公共交通協議会
会 長 若月 和浩 様

監 査 員

山本ヒサ



監 査 員

小林 亨



1. 歳入

(単位：円)

款	項	目	R3年度 予算額 (A)	R2年度 予算額 (B)	比較 (A-B)	説明
1 負担金	1 負担金	1 負担金	10,200,000	4,000,000	6,200,000	長岡市負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	50,000,000	53,000,000	▲3,000,000	長岡市補助金 (30,000千円 5月専決)
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	0	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	0	0	0	
合計			60,200,000	57,000,000	3,200,000	

2. 歳出

(単位：円)

款	項	目	R3年度 予算額 (A)	R2年度 予算額 (B)	比較 (A-B)	説明
1 運営費	1 会議費	1 会議費	350,000	500,000	▲150,000	委員報酬、 お茶代等
	2 事務費	1 事務費	50,000	50,000	0	印紙、 振込手数料等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	59,800,000	56,450,000	3,350,000	協議会運営業務委託 (9,800千円) バス・タクシー共通割引券事業 (20,000千円) ワクチン移動支援事業 (30,000千円)
3 予備費	1 予備費	1 予備費	0	0	0	
合計			60,200,000	57,000,000	3,200,000	

1. 規約の改正点

別表（第6条関係）について、委員の役職名に合せた変更を行う。

(新)

(抜粋)

区分	委員
法第6条 第2項第2号	東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社 総務部 <u>企画戦略</u> 室長

(旧)

(抜粋)

区分	委員
法第6条 第2項第2号	東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社 総務部企画室長

2. 長岡市地域公共交通協議会規約（案）

次ページに示す。

長岡市地域公共交通協議会規約

(名称)

第1条 この会の名称は、長岡市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(業務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（地域公共交通総合連携計画）の作成、並びに実施に関すること。
- (2) 道路運送法施行規則第49条1号に規定する市町村運営有償運送の協議に関すること。
- (3) 道路運送法施行規則第49条2号に規定する公共交通空白地有償運送の協議に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様並びに運賃及び料金等の協議に関すること。
- (5) その他協議会が必要と認めること。

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、新潟県長岡市大手通2丁目6番地長岡市役所大手通庁舎内に置く。

(組織)

第5条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監査員 2名
- 2 会長は、長岡市都市整備部長をもって充てる。
 - 3 副会長は、委員のうちから学識経験者をもって充てる。ただし、学識経験者が複数人いる場合は、会長が指名する学識経験者とする。
 - 4 監査員は、委員の互選により選任する。
 - 5 会長、副会長及び監査員は、相互に兼ねることができない。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 3 監査員は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会の会議において報告する。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、次の各号に掲げる区分により、当該各号に定める期間とする。

- (1) 別表に掲げる委員のうち行政機関の職員及び法人その他の団体の役員 その職にある期間
- (2) 前号に規定する委員以外の委員 2年以内とする。ただし、欠員等により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第9条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、長岡市都市整備部都市政策課交通政策室内に事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長を置き、長岡市都市整備部都市政策課交通政策担当課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、長岡市都市整備部都市政策課交通政策室職員をもって充てる。

(協議会の会議の運営)

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告するものとする。
- 4 前項の規定による報告があったときは、欠席をする委員の代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 5 会議の決議の方法は、出席委員の総意で決することとする。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。
- 7 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、若しくは助言等を求めることができる。

(分科会)

第11条 協議会は、協議会の運営に必要な事項を処理するにあたり、分科会を設置することができる。

- 2 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

- 2 協議会の予算は、長岡市その他の団体等の負担金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務及び事業に要するすべての経費をもって歳出とする。
- 3 会長は、毎会計年度予算を調整し、協議会の承認を受けなければならない。
- 4 会計年度の中途において既定予算に補正の必要が生じたときは、会長はこれを調製し、協議会の承認を受けなければならない。
- 5 歳入歳出予算の執行は、会長の権限とする。
- 6 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく協議会の決算を調製し、監査員の監査に付した後、協議会の承認を得るものとする。
- 7 協議会の出納は、会長が行うものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他の財務に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

- 第13条 委員等は、会議に出席したときは、報酬及び費用弁償を受けることができる。ただし、別表に掲げる法第6条第2項第1号に区分される委員、第2号に区分される交通事業者及び道路管理者の委員並びに第3号に区分される行政機関の委員は、この限りでない。
- 2 報酬及び費用弁償の額並びに支払方法等は、長岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年長岡市条例第12号）別表附属機関の構成員の項の例による。

(協議会が解散した場合の措置)

- 第14条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長がこれを清算する。

(規約の変更)

- 第15条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

附 則

この規約は、平成21年11月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年12月5日から施行し、同年8月29日から適用する。

附 則

この規約は、平成25年7月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年7月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年7月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年7月25日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年6月29日から施行する。

別表（第6条関係）

区分	委員
法第6条 第2項第1号	長岡市 都市整備部長
法第6条 第2項第2号	東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社 総務部企画戦略室長
	越後交通株式会社 乗合バス営業部長
	公益社団法人 新潟県バス協会 専務理事
	一般社団法人 新潟県ハイヤー・タクシー協会 理事
	国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所 計画課長
	新潟県長岡地域振興局 地域整備部 計画調整課長
	長岡市 土木部 土木政策調整課長
法第6条 第2項第3号	新潟県警察本部 交通部 交通規制課長
	長岡市老人クラブ連合会 長岡支部 会長
	長岡市消費者協会 会長
	学識経験者
	国土交通省北陸信越運輸局 交通政策部 交通企画課長
	国土交通省北陸信越運輸局 新潟運輸支局 首席運輸企画専門官(企画調整担当)
	新潟県長岡地域振興局 企画振興部 地域振興課長
	日本労働組合総連合会新潟県連合会 中越地域協議会 事務局長

1. 概要

公共交通空白地が広がっており、路線バスの本数が限られている（3.5往復/日）和島地域において、自家用車に頼ることのできない地域住民の生活交通を確保するため、実証運行を継続しながら令和3年10月からの本格運行へ向けた取り組みを進めるもの。

2. 取組内容

(1) 実証運行について

- ・令和2年4月13日～9月28日までは、割烹バスによる試験運行。
- ・令和2年10月よりデマンド型乗合タクシーによる実証運行開始。

表1 デマンド型乗合タクシー実証運行概要

期間	令和2年10月1日～令和3年9月30日
根拠法令	道路運送法第21条
運送事業者	寺泊交通(株)
使用車両	ジャンボタクシー車両（乗客9名定員）1台 小型タクシー車両（乗客4名定員）1台
運行区域	和島地域（地域全域） 与板地域（よいたコミュニティセンター、与板仲町バス停）
運行日	毎週 火・木・金曜日（祝日及び12/29～1/3は運休）
運行便数	R2年10～11月 : 6便/日 (8～13時毎時便) R2年12月～R3年2月 : 9便/日 (8～12時, 14～17時毎時便) R3年3月 : 6便/日 (8～12時毎時便, 14時便) R3年4～9月 : 7便/日 (8～12時毎時便, 14時16時便)
利用方法	電話による事前予約制
運賃	和島地域内 200円 和島地域～与板地域 2地点 500円
乗降位置	停留所は指定せず、ドアツードア運行 与板は乗降場所指定

※令和3年6月運行時の概要

表2 実証運行実績（7か月間）

期間	令和2年10月1日～令和3年4月30日
利用者数	延べ265人 約1.4人/便
稼働率	約29.7%（186便/625便）

【参考】午前便（8～12時便、5便/日）のみ算出

利用者数	延べ251人 約1.4人/便
稼働率	約40.9%（174便/425便）

(2) 令和3年度の取組

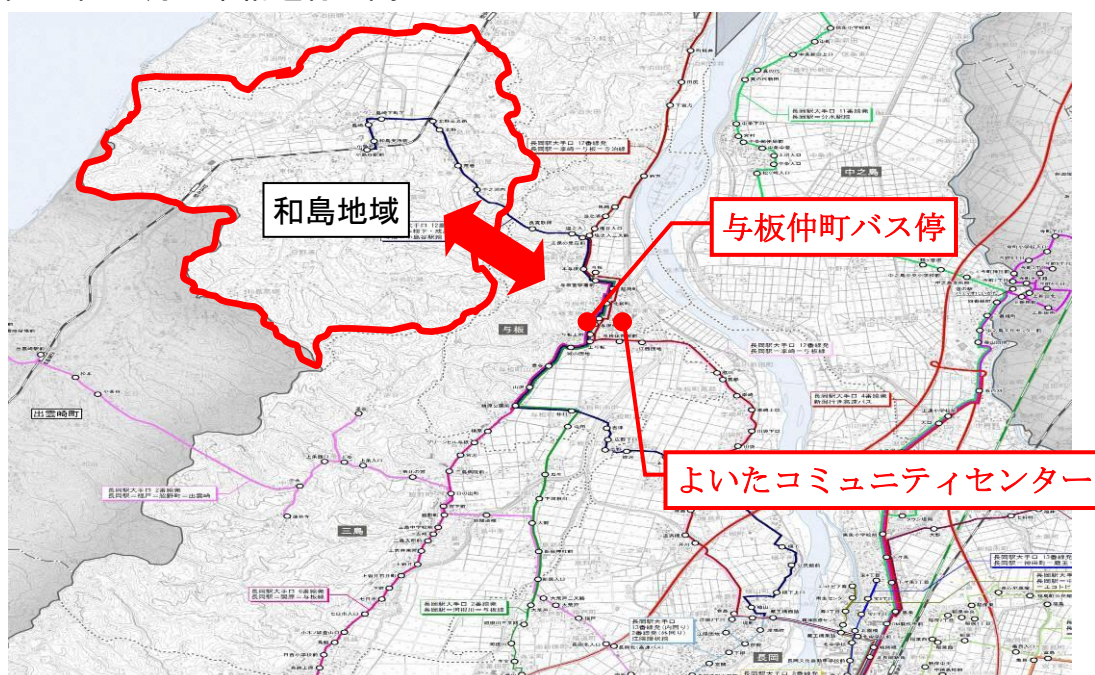
①和島地域デマンド型乗合タクシー本格運行

- ・令和3年9月30日まで、実証運行を継続。
- ・本格運行を予定している令和3年10月～令和4年9月分の「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」計画書を、締切期日までに、新潟運輸支局へ提出（議決事項第4号にて協議）。
- ・令和3年10月1日から、デマンド型乗合タクシーの本格運行開始。
- ・利用促進や乗合率向上を図るため、利用啓発や料金施策等の取り組みを期間限定で実施。※実施時期は新型コロナウイルスの状況等を考慮しながら検討

表3 和島地域デマンド型乗合タクシー本格運行（案）

期間	令和3年10月1日～
根拠法令	道路運送法第4条
運送事業者	寺泊交通株
使用車両	ジャンボタクシー車両（乗客9名定員）1台 小型タクシー車両（乗客4名定員）1台
運行区域	和島地域（地域全域） 与板地域（よいたコミュニティセンター、与板仲町バス停）
運行頻度	毎週 火・木・金曜日 8時～12時毎時便、14時便 6便/日 ※14時便については毎週金曜日のみ運行 (祝日及び12/29～1/3は運休)
利用方法	電話による事前予約制
運賃	和島地域内 200円 和島地域～与板地域2地点 500円
乗降位置	停留所は指定せず、ドアツードア運行 与板は乗降場所指定

■令和3年10月～本格運行区間



②乗合タクシー「夜便（与板北新町⇄小島谷駅）」の廃止

- ・路線バスの便数減少により、平成23年10月から乗合タクシー（与板北新町⇄小島谷駅間）の社会実験運行を開始、平成24年10月本格運行。
- ・近年は利用者が減少しており、令和3年度は5月現在利用者がいない。
- ・今後も利用者が見込めず、10月からのデマンド型乗合タクシーの本格運行に伴い、9月で運行を取りやめ、10月以降廃止する。

表4 乗合タクシー「夜便（与板北新町⇄小島谷駅）」年間利用者数

	朝便	夕方便	夜便
	小島谷駅⇄北新町	小島谷駅⇄北新町	北新町⇄小島谷駅
平成24年度	366		513
平成25年度	272		407
平成26年度	114		522
平成27年度		11	421
平成28年度		72	189
平成29年度		4	235
平成30年度		15	286
令和元年度			83
令和2年度			60
令和3年度 ※5月現在			0

■乗合タクシー「夜便（与板北新町⇄小島谷駅）」運行区間



1. 概要

令和3年4月から本格運行している栃尾地域デマンド型乗合タクシーと令和3年10月から本格運行を予定している和島地域デマンド型乗合タクシーについて、令和3年10月～令和4年9月分の「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」計画書を、締切期日までに、新潟運輸支局へ提出するもの。

なお、記載内容については、今後提出の手続きをしていく中で、修正等が生じる可能性あり。

2. 地域内フィーダー系統確保維持計画書

資料 16～25 ページのとおり

様式第 1 - 6 (日本工業規格 A 列 4 番)

長交協第 号
令和 3 年 月 日

国土交通大臣 殿

新潟県長岡市大手通 2 丁目 6 番地

長岡市地域公共交通協議会

会長 若月 和浩

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

令和3年 月 日

長岡市地域公共交通協議会
会長 若月 和浩

生活交通確保維持改善計画の名称
長岡市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>長岡市内は、鉄道3路線（信越本線、上越線、越後線）が通っており、加えて長岡駅を中心として、放射状にバスを運行している。各方面への基幹路線は整備され、長岡駅との往来手段は確保されている。しかし、バス利用者の減少に伴い、行政負担が増える傾向にある。結果、特に利用者が少なく、採算が見込めない郊外バス路線の維持が困難となり、市民のニーズに対応できなくなっている。</p> <p>更に長岡市では、少子高齢化の進行、道路網の変化や基幹病院の移転など、公共交通及びその利用者を取り巻く環境が変化している。また、高齢者の運転免許返納者は年々増加傾向であることから、高齢者自ら運転しなくても良い公共交通網の形成がより一層求められている。</p> <p>これらの状況の変化を受けて、まちづくりとの連携や地域全体を対象とした面的な公共交通網の再構築を検討するため、平成29年3月に「長岡市地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）を策定している。</p> <p>《栃尾地域》</p> <p>栃尾地域においては、高齢化率30～40%（網形成計画P9参照）かつ過疎地域であり、鉄道が通っておらず、路線バスが重要な移動手段である。しかし、令和元年9月にバス路線が廃止された西谷地区ほか当該エリアは、栃尾地域中心部から10km以上離れた集落が広範囲に及ぶ。一般タクシーを利用した場合、買物や通院などの日常利用においても、住民の経済的負担が大きく、公共交通の確保・維持が必要不可欠である。</p> <p>また、長岡駅との基幹バス路線に接続することで、地域外への移動も可能となり、その利用目的は、通勤・通学・買物・通院と多岐に渡っている。</p> <p>このため、令和元年10月から、廃止されたバス路線沿線住民の生活交通手段を確保するために、デマンド型乗合タクシーの実証実験を開始した。この間、運行時間や経路の見直し等、利便性の向上及び利用促進に向けた啓発を図ることで、安定した運行に繋げることが必要である。更に市内でも有数の豪雪地帯である当該エリアの運行状況を、冬季2シーズンに渡り検証するため、1年半の期間を設けて実証実験を行い、随時運行を見直しすることとした。これまでに、利用者の乗車時間が長くなる時間帯がみられたため、見直しを行い、令和3年4月からの本格運行では利用者が比較的多い1便を、2便に分割する方針とした。</p> <p>以上により、主に自動車での移動が困難である高齢者等の利用者にとって、生活交通の確保は必要不可欠であり、他に代替する公共交通手段が存在しないことから、現在実施しているデマンド型乗合タクシーの運行を確保・維持し、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p> <p>《和島地域》</p> <p>和島地域においては、高齢化率30～40%（網形成計画P9参照）かつ過疎地域であり、公共交通については、市の拠点である長岡駅に乗り入れていない鉄道路線及び路線バス1系統</p>

のみとなっている。いずれも他地域への移動を担う幹線的な交通であり、地域内には公共交通空白地が連担している。さらに、地域内で唯一のタクシー事業者が平成26年に廃業し、一般タクシーを利用する際は近隣地域のタクシー事業者を利用することとなるが、いずれのタクシー事業者も保有車両数が少ない。バス路線や鉄道駅、行政施設のある和島地域中心部と、病院、商業施設等は点在しており、自家用車が不可欠であるが、高齢化が進行しているため自家用車以外の公共交通を確保・維持していく必要がある。

このため、令和元年9月から令和2年9月まで割烹バスを活用した無償バスの実証運行を行い、令和2年10月からは和島地域全域と与板地域2地点を運行するデマンド型乗合タクシーの実証実験を開始し、地域住民の移動手段として認知されてきている。乗合タクシー実証実験では、与板地域の停留所で長岡駅との基幹バス路線に接続することで、地域外や長岡市中心部への移動も可能となり、その利用目的は通院・買物など多岐に渡っている。

以上により、主に自動車での移動が困難である高齢者等の利用者にとって、生活交通の確保は必要不可欠であり、他に代替する公共交通手段が存在しないことから、現在実施しているデマンド型乗合タクシーの運行を確保・維持し、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

《栃尾地域乗合タクシー》

- 令和4年度・・・乗合タクシーの利用者を1月あたり210名以上とする。
- 令和5年度・・・乗合タクシーの利用者を1月あたり220名以上とする。
- 令和6年度・・・稼働率、利用者を高め、運賃収入を平均100,000円/月以上とすることで、財政負担率を下げる。

(参考値)

- 令和2年4月～令和3年3月の一月あたりの平均値
- ・利用者200名/月、稼働率64%、運賃収入90,542円

《和島地域乗合タクシー》

- 令和4年度・・・乗合タクシーの利用者を1月あたり45名以上とする。
- 令和5年度・・・乗合タクシーの利用者を1月あたり55名以上とする。
- 令和6年度・・・乗合タクシーの利用者を1月あたり65名以上とする。

(参考値)

- 令和2年10月～令和3年3月の一月あたりの平均値
- (※R2.12～R3.2については9便/日で実験運行していたため、午後の3便を除いて6便/日で算出)
- ・利用者38名/月、稼働率36.7%

(2) 事業の効果

《栃尾地域乗合タクシー》

- ・公共交通空白地の高齢者や、マイカーを所有していない住民の移動手段を確保できる。
- ・病院、小規模ショッピングセンター、工業団地、栃尾支所（市役所）等の近くに停留所を設けることで、幅広い目的での利用が期待できる。
- ・長岡市中心部と往来する基幹バス路線との接続により、広域的な移動がしやすくなる。

《和島地域乗合タクシー》

- ・公共交通空白地の高齢者や、マイカーを所有していない住民の移動手段を確保できる。
- ・病院、スーパーマーケット、公共施設等の近くに停留所を設けることで、幅広い目的での利用が期待できる。
- ・長岡市中心部と往来する基幹バス路線との接続により、広域的な移動がしやすくなる。

<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者ニーズを把握するためアンケートや地域住民と各自治会での勉強会を実施し、運賃や運行ダイヤの増便、期間を限定した運賃割引などの利用促進策を検討する。(長岡市、事業者) ・公共交通空白地における公共交通の確保(網形成計画 P75) ・三者(市民等・交通事業者・行政)による協働・連携の推進(網形成計画 P77)
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・「表 1」を添付。 ※運行内容の概要については「別添 1」参照。
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・運行経費から、運行収入及び国庫補助金を差し引いた額を長岡市が負担する。
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p>
<p>《栃尾地域乗合タクシー》 秋葉タクシー株式会社</p> <p>《和島地域乗合タクシー》 寺泊交通株式会社</p>
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>8. 別表 1 の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めたシステムの概要 【地域間幹線システムのみ】</p>
<p>該当なし</p>

<p>9. 別表1の補助対象事業の基準に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性 <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u></p>
<p>・「表5」を添付。</p>
<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>該当なし</p>

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【 <u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

《栃尾地域（西谷地区ほか）における生活交通について》

- ・令和元年5月31日 道路運送法第21条に基づく、実証実験（令和元年10月1日～令和3年3月31日）の内容について説明し、合意を得た。
- ・令和2年2月21日 事前予約性タクシーの実証実験及び検証について報告し、意見交換を行った。
- ・令和2年6月10日 道路運送法第4条に基づく本格運行（令和3年4月1日～）に向けた、計画概要について説明した。また、地域内フィーダー系統確保維持計画書（案）について承認を得た。
- ・令和2年11月25日 実証実験の実績報告を行い、本格運行の概要について説明した。また、事業者を決定し、今後道路運送法第4条申請の提出及び、地域内フィーダー系統確保維持計画書の変更届出（案）を行うことについて、承認を得た。
- ・令和3年2月25日 運行実績経過報告及び令和3年度事業計画案について意見交換を行った。
- ・令和3年6月●日 令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画書（案）について承認を得た。

《和島地域における生活交通について》

- ・令和2年6月10日 道路運送法第21条に基づく、実証実験（令和2年10月1日～令和3年9月30日）の内容について説明し、合意を得た。
- ・令和2年11月25日 運行実績経過報告及び利用促進に向けた取組み（予約時間や便数変更等）について説明し、合意を得た。
- ・令和3年2月25日 運行実績経過報告及び令和3年度事業計画案について、意見交換を行った。
- ・令和3年6月●日 道路運送法第4条に基づく本格運行（令和3年10月1日～）に向けた、計画概要について説明した。また、令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画書（案）について承認を得た。

21. 利用者等の意見の反映状況

協議会の構成員には公共交通利用者も含まれ、協議会での意見を参考に計画している。栃尾地域乗合タクシーについては、地域の住民の意見を反映させるため、実証実験中である令和2年2月に、実際に乗合タクシーを利用している方からアンケートに協力してもらった（対象：21名）。結果を運行計画作成の参考とした。

和島地域乗合タクシーについては、地域住民を構成員に含む和島地域生活交通検討委員会において運行内容等協議し、計画に意見を反映している。また、実証実験中である令和2年9月に、長岡技術科学大学都市交通研究室協力のもと地域住民を対象としたアンケート調査（配布戸数1,249戸、回収数658戸）を行い、結果を運行計画作成の参考とした。

22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	長岡地域振興局地域整備部 長岡地域振興局企画振興部
関係市区町村	長岡市都市整備部 長岡市土木部

交通事業者・交通施設管理者等	東日本旅客鉄道株式会社新潟支社 越後交通株式会社 公益社団法人 新潟県バス協会 一般社団法人 新潟県ハイヤー・タクシー協会 国土交通省 北陸地方整備局長岡国道事務所 新潟県警察本部交通部
地方運輸局	国土交通省 北陸信越運輸局交通政策部 国土交通省 北陸信越運輸局新潟運輸支局
その他協議会が必要と認める者	長岡市消費者協会（公共交通利用者） 長岡市老人クラブ連合会長岡支部（公共交通利用者） 長岡技術科学大学（学識経験者） 日本労働組合総連合会新潟県連合会（労働組合）

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）新潟県長岡市大手通2丁目6番地

（所 属）長岡市都市整備部都市政策課交通政策室

（氏 名）田中 純

（電 話）0258-39-2267

（e-mail）koutuu@city.nagaoka.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等と の接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
長岡市	秋葉タクシー(株)	(1) 栃尾地域(西谷地区 ほか)		西谷地区 ほか		往 km 復 km	365日	2,190回		区域運行	①	地域間幹線系統 (越後交通(株) 長岡駅=百東= 栃尾車庫前、長岡駅=百東・楡原 =栃尾車庫前、長岡駅=昭和通 り・新榎=栃尾車庫前、長岡駅= 東バイパス・新榎=栃尾車庫前) 栃尾車庫前バス停と接続	③
	寺泊交通(株)	(2) 和島地域		和島地域		往 km 復 km	150日	800回		区域運行	①	地域間幹線系統 (越後交通(株) 長岡駅=李崎・ 与板=坂井町、長岡駅=李崎・ 与板=大野積、長岡駅=積下・ 成沢・与板=小島谷駅前、長岡 駅=関原三叉路=与板警察署 前) 与板仲町バス停と接続	①
						往 km 復 km	日	回					
						往 km 復 km	日	回					
						往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	長岡市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	142,660
交通不便地域	37,919

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
13,164	栃尾地域(旧栃尾市)	過疎地域
4,107	和島地域(旧和島村)	過疎地域
1,002	山古志地域(旧山古志村)	過疎地域
4,477	川口地域(旧川口町)	過疎地域
5,468	小国地域(旧小国町)	過疎地域
9,701	寺泊地域(旧寺泊町)	過疎地域

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
長岡市地域公共交通網形成計画	平成29年3月24日	令和4年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。
 なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
 ※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(口②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(口②(2)(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
 (ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

1 要旨

昨年、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号。以下「改正法」という。）、道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和2年内閣府令第70号。以下「改正府令」という。）等の施行があった。この改正法による改正後の道路交通法第44条第2項第2号に係る交通規則における手続きについて。

2 概要

道路交通法第44条2項第2号の規定により、一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車（一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあつては道路運送法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するものを除く。）又は自家用有償旅客運送の用に供する自動車（以下「一般旅客自動車運送事業用自動車等」という。）が、乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留所（以下「停留所」という。）において、地域住民の生活に必要な旅客運送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについて、改正府令による改正後の道路交通法施行規則第6条の3の3で定める者（関係者）が合意し、その旨を公安委員会が公示したものに限り、停留所等での駐停車を認めるもの。

3 長岡市内で対象となる地域と事業者

・ 栃尾地域	デマンド型乗合タクシー：秋葉タクシー(株)
・ 和島地域	デマンド型乗合タクシー：寺泊交通(株)
・ 小国地域	コミュニティバス：NPO 法人 MTN サポート デマンド型乗合タクシー：小千谷タクシー(株)
・ 山古志地域・太田地区	コミュニティバス：NPO 法人 中越防災フロンティア
・ 川口地域	コミュニティバス：NPO 法人 ぐらしサポート越後川口

4 手続き

- ・ 関係者の合意（事前協議）
 - ① 乗合自動車を使用する者（バス停の所有者）
 - ② 新潟県公安委員会
 - ③ 長岡市長
 - ④ 北陸信越運輸局長
- ・ 届出者（事業者）は、必要書類を新潟県公安委員会へ提出する。
- ・ 公安委員会が公示（令和3年8月中旬）

乗合自動車の停留所等における一般旅客自動車運送
事業用自動車等の停車又は駐車に関する合意について

年 月 日

(宛先) 新潟県警察本部交通部交通規制課

届出者
住所
氏名
電話

事業者

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 44 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、関係者の合意を得たので資料を提出します。

添付資料

- ・ 地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類
- ・ 合意書
- ・ 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称及び所在地
- ・ その他

一般旅客自動車運
送事業
許可内容

(許可・登録番号)

記入

・
自家用有償旅客運
送者登録内容

(許可・登録の有効期間)

記入

道路運送法第9条第4項及び同施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

長岡市地域公共交通協議会において、下記事項に関して審議を行い、その結果、協議が調ったことを証明する。

記

<長岡市の駐停車の運用について>

- 1 協議が調っている内容 別紙のとおり

令和3年6月29日
長岡市地域公共交通協議会
会長 若月 和浩

令和 年 月 日

〇〇株式会社代表取締役	〇〇 〇〇
新潟県公安委員会委員長	〇〇 〇〇
長岡市長	〇〇 〇〇
北陸信越運輸局長	〇〇 〇〇

長岡市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する合意書

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づき、長岡市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して下記のとおり合意する。

記

- 1 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車する乗合自動車の停留所の名称
 (例示)
 ・対象となるバス停：〇〇、▲▲【■■交通㈱】
- 2 1に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲
 (例示)
 ・特定非営利活動法人 ◆◆が経営する自家用有償旅客運送事業（道路運送法第78条第2号に規定）の用に供する乗車定員14人未満の自動車
- 3 1における2の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障ないものとするようにするため必要と認める事項
 (例示)
 ・1における2の停車又は駐車は、2に係る運行時間内に限るものとする。

1 地域公共交通計画策定の目的

長岡市では、長岡市地域公共交通網形成計画を平成29年3月に策定し、交通施策を推進している。一方で、少子高齢化に伴う地域問題は深刻化しており、地域の活性化につながる持続可能な公共交通の運営は、依然として大きな課題となっている。

それら背景を受け、長岡市地域公共交通協議会では、令和3年及び4年度の2か年で、令和3年度に計画の終期を迎える網形成計画の評価と、現状の公共交通の課題を踏まえた計画見直しを行うため、長岡市地域公共交通計画を策定することとした。

令和3年度は策定準備業務として、長岡市の公共交通の現況整理、アンケート等による交通流動、ニーズの調査・分析、課題整理を行う。

2 国庫補助金の充当

地域公共交通計画の策定には、国庫補助金を活用する。

事業名：地域公共交通調査事業（国土交通省所管）

補助対象者：長岡市地域公共交通協議会（法定協議会）

3 受託事業者の選定

計画策定に係る調査及び検討業務実施のため、受託事業者を決定した。

- ・業務の名称：令和3年度 交協委第1号
長岡市地域公共交通計画策定準備業務委託
- ・発注者：長岡市地域公共交通協議会
- ・選定手法：簡易評価型プロポーザル方式（公募型）
- ・委託期間：令和3年6月（契約日）～令和4年3月31日
- ・受託事業者：エヌシーイー株式会社

<選定の経過>

令和3年4月20日	プロポーザル公告
4月27日	参加者表明書提出期限（3者）
5月20日	提案書提出期限（3者）
5月26日	プレゼンテーション実施（3者）
5月28日	審査結果公表

4 地域公共交通計画策定のスケジュール案

地域公共交通計画の策定は、検討・整理した結果を協議会に諮りながら、業務を進める。

(1) 全体スケジュール

【今年度の業務】

- 1) 業務計画策定
- 2) 上位計画・関連計画との位置づけ整理
- 3) 長岡市の現状整理
- 4) 交通流動、ニーズ調査・分析
- 5) 交通施策の課題整理

検討項目	令和3年度												令和4年度												備考
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
(1) 業務計画策定	→																								
(2) 上位計画・関連計画との位置づけ整理	→	→	→	→	→	→	→	→	→																
(3) 長岡市の現状整理	→	→	→	→	→	→	→	→	→																
(4) 交通流動、ニーズの調査・分析				→	→	→	→	→	→	→															
住民アンケート配布					●																				
利用者アンケート配布					●																				
ヒアリング調査						●																			
(5) 交通施策の課題整理						→	→	→	→	→		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→		
(6) 長岡市地域公共交通網形成計画の評価												→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→		
(7) 基本方針の設定												→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→		
(8) 計画目標の設定												→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→		
(9) 交通施策・事業の検討												→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→		
(10) パブリックコメントの実施																					→	→	→		
(11) 協議会等の運営支援	→			→					→				→						→			→			

協議会やパブリックコメントの意見を踏まえ補足

(2) 協議会のスケジュール

実施時期	協議内容
R3. 6月 (第1回)	・ 計画策定の進め方の確認
R3. 9月 (第2回)	・ 現況整理結果の確認 (上位計画・関連計画との位置づけ整理、長岡市の現状整理) ・ ニーズ調査の進め方の確認
R3. 2月 (第3回)	・ 交通施策の課題整理の確認 (交通流動、ニーズの調査・分析結果を含めた課題整理) ・ R4 計画策定の進め方の確認

5 ニーズ調査

今年度は、交通施策の課題整理に向けて、既往統計データの整理の他、ニーズ調査を行うため、ここにその概要を示す。

住民の移動ニーズを把握し、公共交通および公共交通ネットワークを評価するために、アンケート調査をする。「住民アンケート調査」は、公共交通を利用していない住民も対象に含め、地域の移動ニーズを把握する。「利用者アンケート調査」は、住民アンケート調査では把握できない公共交通の利用に関する現状や意向について把握する。「事業者ヒアリング調査」は、交通事業者の視点から現状の課題、意向について把握する。

(1) 住民アンケート

目的	<ul style="list-style-type: none">・現況の公共交通ネットワークと住民の移動ニーズとの整合を検証するため、支所地域別の現状の移動状況、公共交通の利用状況を把握・長岡市地域公共交通網形成計画の評価指標値を算出
概要	<ul style="list-style-type: none">・対象者は公共交通を利用する可能性が高い高齢者、高校生を対象・郵送配布・郵送回収・各地域における移動状況を把握するため、各地域別に配布票数を設定
設問内容	<ul style="list-style-type: none">・目的別外出目的地、外出頻度、利用交通手段（公共交通分担率）、公共交通を利用する頻度（公共交通を月1回以上利用する人の割合）公共交通に対する満足度 など
実施時期	<ul style="list-style-type: none">・10月頃（協議会の確認後）

(2) 利用者アンケート調査

目的	<ul style="list-style-type: none">・公共交通を検討するにあたって、現況の公共交通の評価、改善ニーズを把握・長岡市地域公共交通網形成計画の評価指標値の算出
概要	<ul style="list-style-type: none">・公共交通利用者の多い長岡駅や、主要な病院（3箇所を想定）において調査票を配布・調査員による配布、郵送回収
設問内容	<ul style="list-style-type: none">・目的別外出目的地、外出頻度、利用交通手段、公共交通を利用する頻度（公共交通を月1回以上利用する人の割合）、公共交通に対する満足度、改善要望など
実施時期	<ul style="list-style-type: none">・10月頃（協議会の確認後）

(3) 事業者ヒアリング調査

目的	<ul style="list-style-type: none">・公共交通を運行している事業者からみた、公共交通および公共交通ネットワークを検証
概要	<ul style="list-style-type: none">・市内で公共交通を運行している事業者（2事業者程度を想定）に対し、ヒアリングを実施
内容	<ul style="list-style-type: none">・運行の継続の可能性、改善要望など
実施時期	<ul style="list-style-type: none">・12月頃（現況が概ね把握できた頃）

1. 小国地域

(1) 令和2年度の運行内容

運行主体：NPO 法人 MTN サポート

運行形態：【大貝線】コミュニティバス 【八王子線、法末線】乗合タクシー

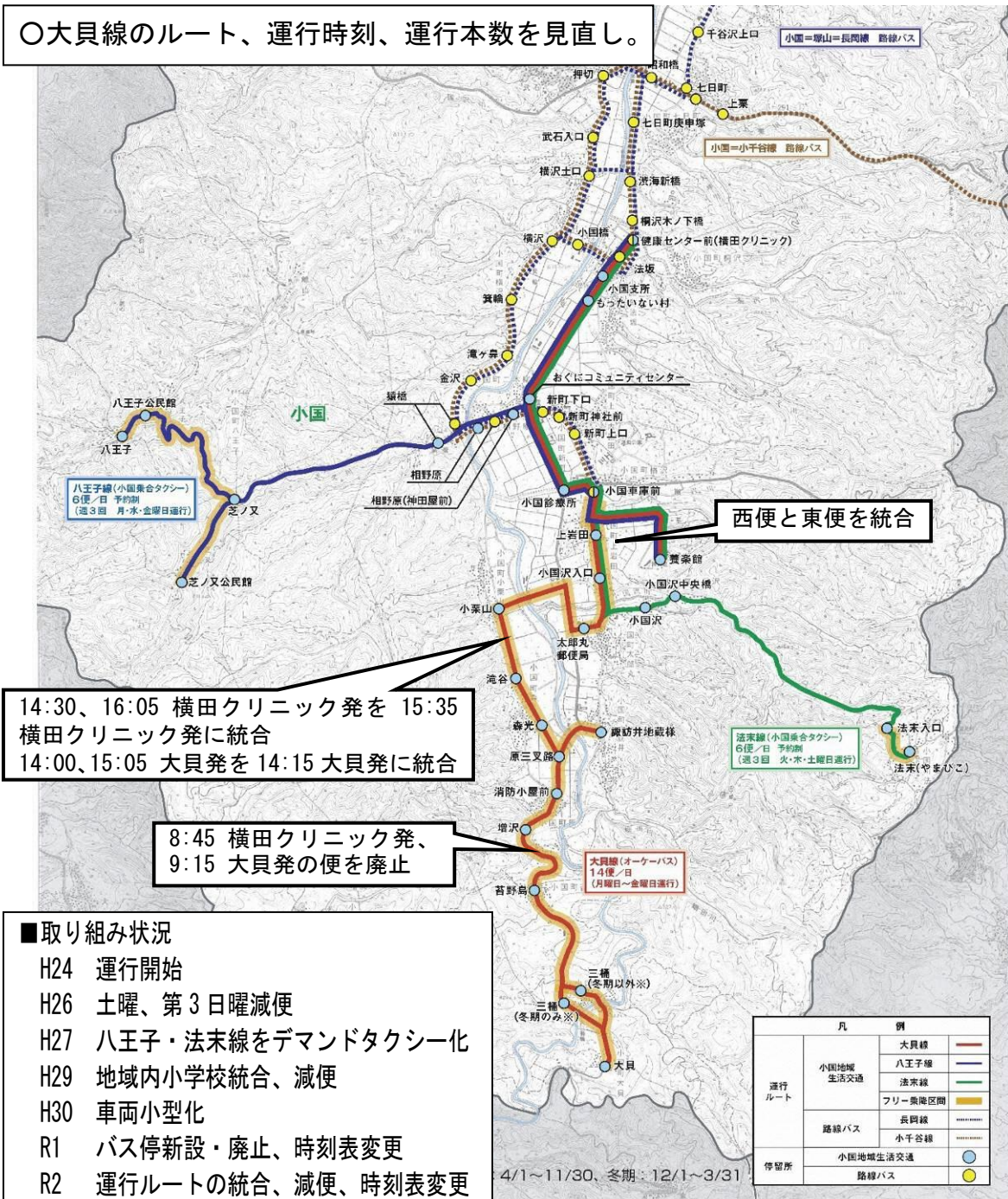
運賃：大人 200 円、小学生 100 円、大貝線のみ回数券、定期券

運休日（大貝線）：土日祝日、お盆（8/14・15）年末年始（12/31～1/3）

運行日：八王子線 月・水・金、法末線 火・木・土

(2) 令和元年度から令和2年度の変更内容

○大貝線のルート、運行時刻、運行本数を見直し。



■取り組み状況

- H24 運行開始
- H26 土曜、第3日曜減便
- H27 八王子・法末線をデマンドタクシー化
- H29 地域内小学校統合、減便
- H30 車両小型化
- R1 バス停新設・廃止、時刻表変更
- R2 運行ルートの変更、減便、時刻表変更

(3) 令和2年度の利用状況（年別）

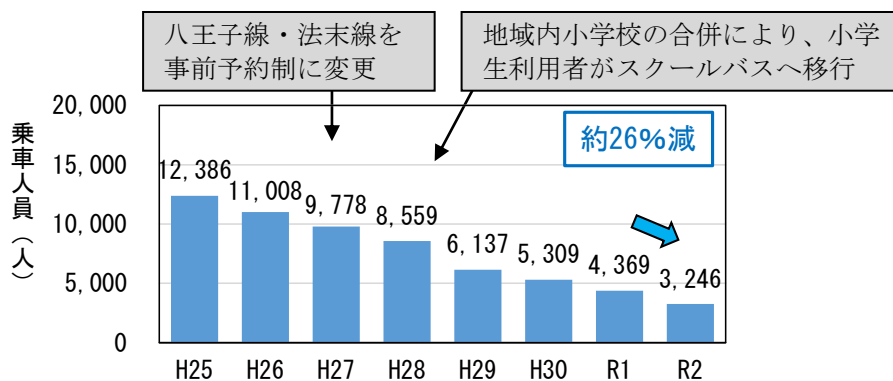
○利用状況

- ・令和元年度と比べて**全路線計では約26%減**となっている。
- ・路線別では**大貝線が約25%減、八王子線が約30%減、法末線が約34%減**となっている。

○考察

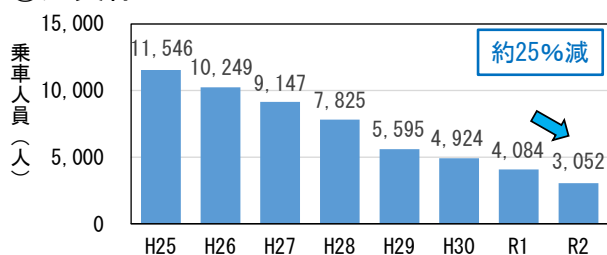
- ・令和2年度の利用者減少の要因としては、新型コロナウイルスの影響が考えられる。
- ・また、人口減少、少子高齢化による中学生利用の減少、特定の高齢者利用の減少、運転できる高齢者の増加などが考えられる。

■全路線計

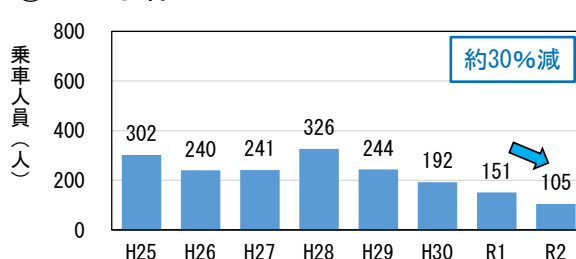


■各路線別

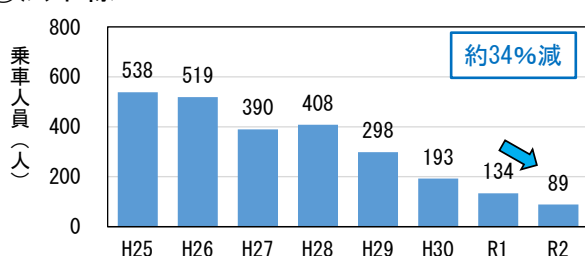
①大貝線



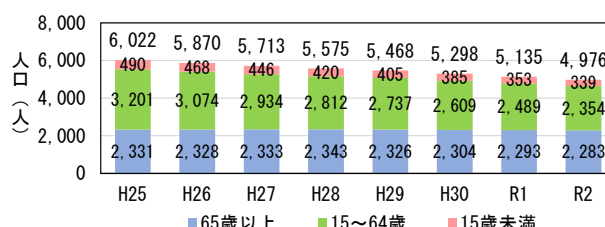
②八王子線



③法末線



【参考 地域人口の推移】



	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
利用者数（合計）	12,386	11,008	9,778	8,559	6,137	5,309	4,369	3,246
大貝線	運行便数	5,960	4,920	4,900	4,900	4,410	4,302	3,416
	利用者数	11,546	10,249	9,147	7,825	5,595	4,084	3,052
	1便当たり	1.9	2.1	1.9	1.6	1.3	1.1	0.9
八王子線	運行便数	616	616	207	201	176	142	110
	利用者数	302	240	241	326	244	192	151
	1便当たり	0.5	0.4	1.2	1.6	1.4	1.4	1.2
法末線	運行便数	616	620	267	229	174	146	105
	利用者数	538	519	390	408	298	193	134
	1便当たり	0.9	0.8	1.5	1.8	1.7	1.3	1.3

(4) 今後について

- 令和2年4月から、大貝線の西便（小栗山・滝谷方面）と東便（太郎丸・諏訪井方面）を統合し（太郎丸郵便局～諏訪井地蔵様区間を廃止）、全便を共通ルートとすることで効率化を図った。また、買い物・通院・健康づくりに配慮しつつ、利用が少ない便を廃止・統合することで効率化を図った。
- しかし、新型コロナウイルスの影響でその効果を検証できなかったことから、令和3年度は引き続き、令和2年度と同じ内容で運行する。また、広報活動等による利用促進策や更なる効率化を検討していく。

【参考】令和2年度の利用状況（月別）

① 大貝線

- ・緊急事態宣言発出中の4月、5月において減少幅が大きい。
- ・沿線人口は、4%の減少。

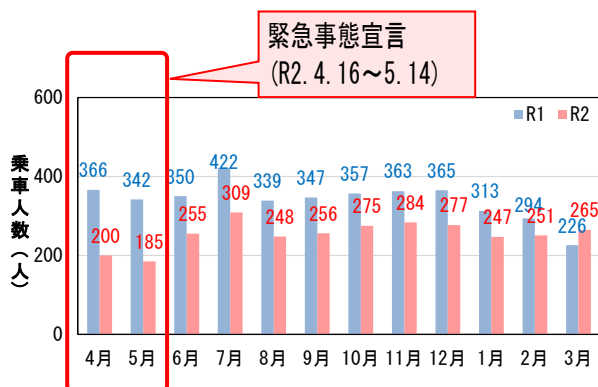


図 大貝線の月別推移

② 八王子線

- ・緊急事態宣言発出中の4月、5月において減少幅が小さい。
- ・沿線人口は、3人（5%）の減少。

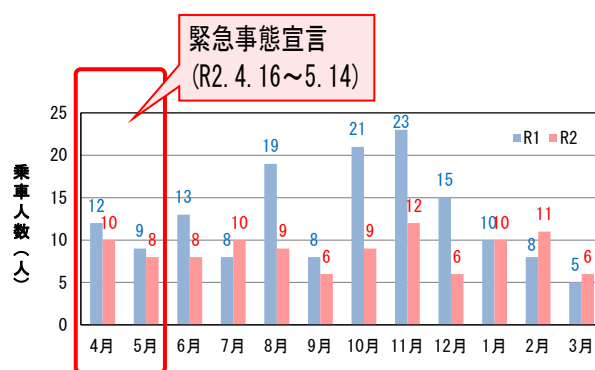


図 八王子線の月別推移

③ 法末線

- ・緊急事態宣言発出中の4月は大きく減少したが、5月は回復した。
- ・沿線人口は、3人（5%）の減少。

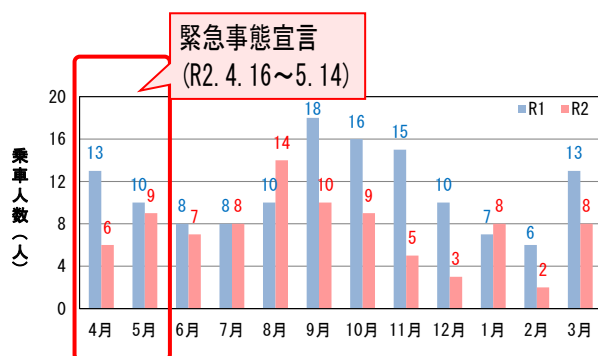


図 法末線の月別推移

④ 3路線計

- ・緊急事態宣言発出中の4月、5月において減少幅が大きい。

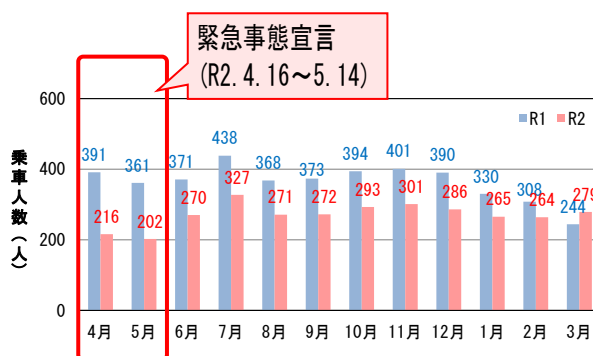


図 3路線合計の月別推移

表 令和2年度における利用者対前年度比

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
大貝線	55%	54%	73%	73%	73%	74%	77%	78%	76%	79%	85%	117%
八王子線	83%	89%	62%	125%	47%	75%	43%	52%	40%	100%	138%	120%
法末線	46%	90%	88%	100%	140%	56%	56%	33%	30%	114%	33%	62%
3路線計	55%	56%	73%	75%	74%	73%	74%	75%	73%	80%	86%	114%

2. 川口地域

(1) 令和2年度の運行内容

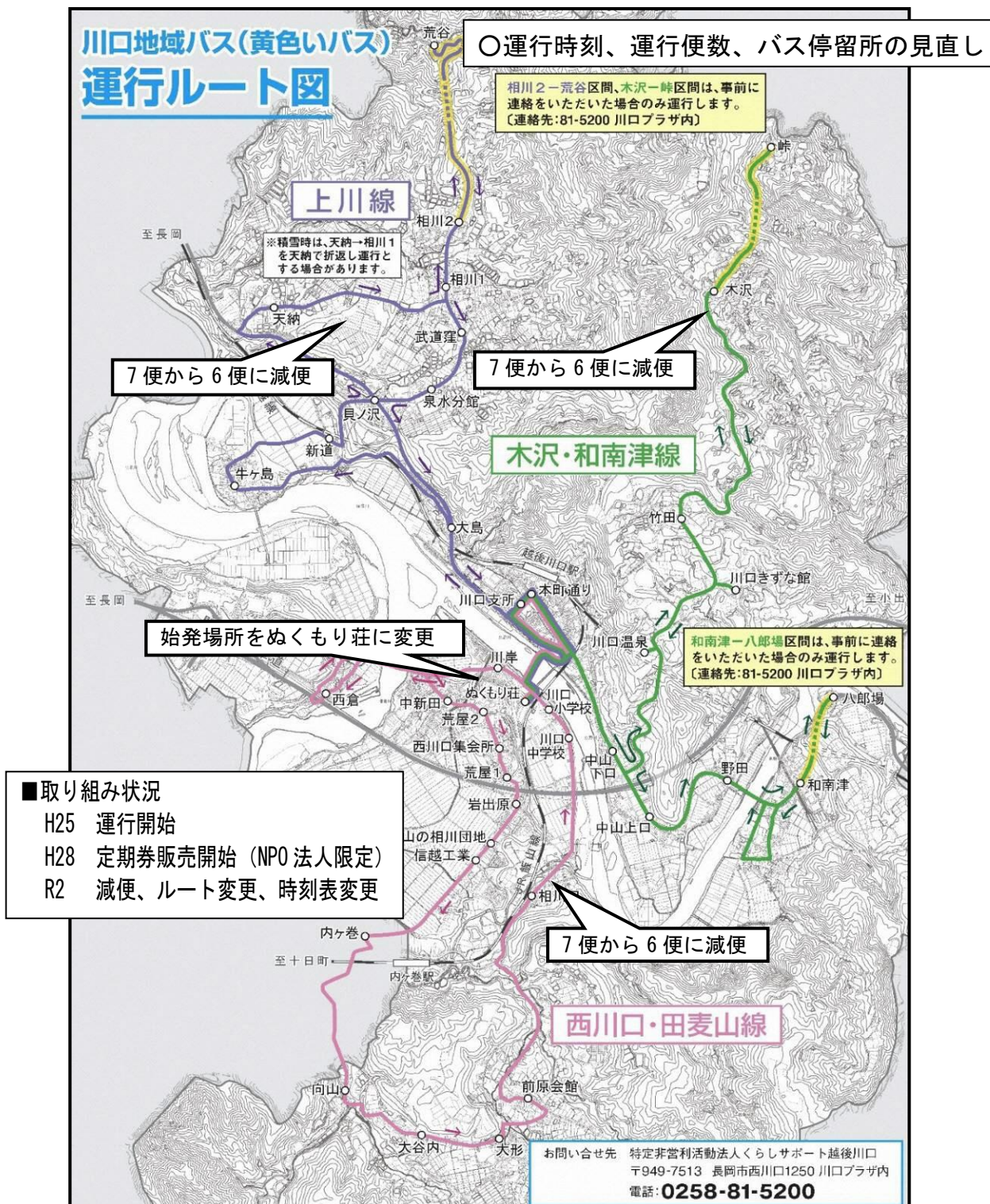
運行主体：NPO 法人くらしサポート越後川口

運行形態：コミュニティバス

運賃：大人 200 円、小学生 100 円、回数券、定期券（NPO 会員限定）

運休日：土日、年末年始（12/31～1/3）

(2) 令和元年度から令和2年度の変更内容



(3) 令和2年度の利用状況（年別）

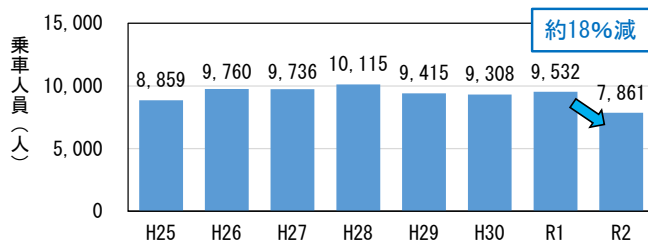
○利用状況

- ・令和元年度と比べて**全路線計では約18%減**となっている。
- ・路線別では、**西川口・田麦山線が約50%減**、**上川線が約14%減**、**和南津・木沢線が約31%増**となっている。

○考察

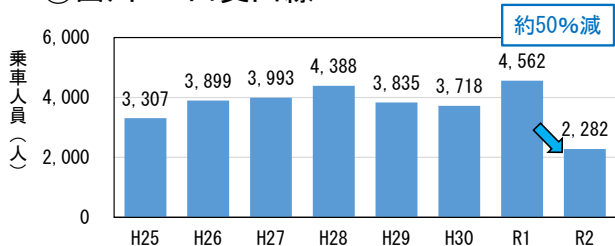
- ・運行順序の変更により、西川口・田麦山線の利用者が減少し、和南津・木沢線の利用者数が増加したと考えられる。
- ・西川口・田麦山線、上川線の利用者数減少の要因として、新型コロナウイルスの影響で高齢者の外出頻度が低下したことが考えられる。また、ゲートボール場などの屋内施設が一時閉鎖されたことによる影響や、温泉や買物等で利用していた方が外出を控えたことも一因であると考えられる。

■全路線計

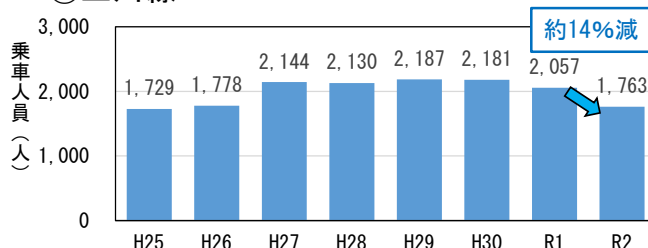


■各路線別

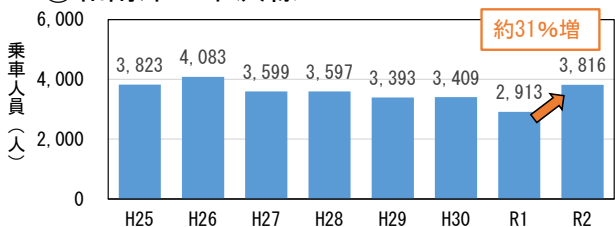
①西川口・田麦山線



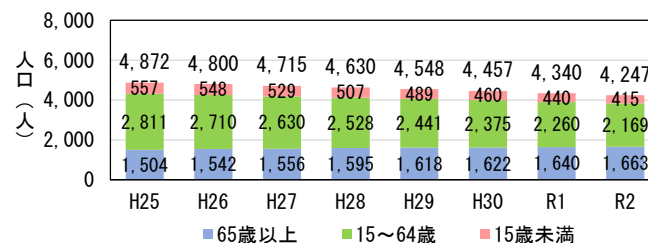
②上川線



③和南津・木沢線



【参考 地域人口の推移】



	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
利用者数（合計）	8,859	9,760	9,736	10,115	9,415	9,308	9,532	7,861
西川口・田麦山線	運行便数	1,799	1,806	1,820	1,813	1,799	1,806	1,554
	利用者数	3,307	3,899	3,993	4,388	3,835	3,718	4,562
	1便当たり	1.8	2.2	2.2	2.4	2.1	2.1	2.5
上川線	運行便数	1,799	1,806	1,820	1,813	1,799	1,806	1,554
	利用者数	1,729	1,778	2,144	2,130	2,187	2,181	2,057
	1便当たり	1.0	1.0	1.2	1.2	1.2	1.2	1.1
和南津・木沢線	運行便数	1,799	1,806	1,820	1,813	1,799	1,806	1,554
	利用者数	3,823	4,083	3,599	3,597	3,393	3,409	2,913
	1便当たり	2.1	2.3	2.0	2.0	1.9	1.9	1.6

(4) 今後について

- 令和3年4月から、西川口・田麦山線について、ぬくもり荘を出発した後に、川口支所を經由してから西川口・田麦山方面へ向かうルートに変更する。
- 今後は、見直しによる効果を検証すると共に、広報活動等による利用促進策や更なる効率化を検討していく。

【参考】令和2年度の利用状況（月別）

① 西川口・田麦山線

- ・緊急事態宣言発出中の4月、5月において減少幅が大きい。
- ・沿線人口は、2%の減少。

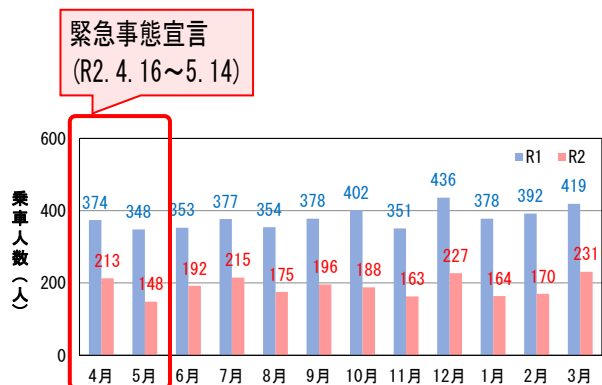


図 西川口・田麦山線の乗車人数の推移

② 上川線

- ・緊急事態宣言発出中の4月、5月において減少幅が大きい。
- ・沿線人口は、1%の減少。

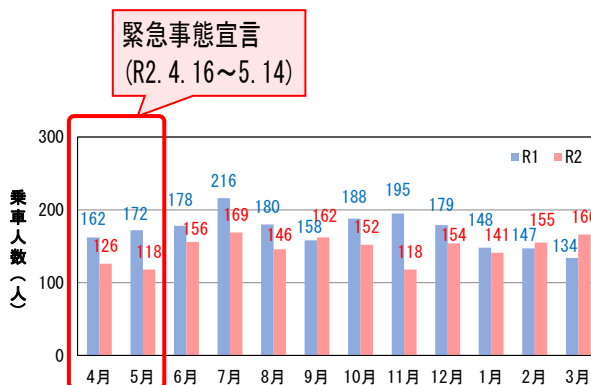


図 上川線の乗車人数の推移

③ 和南津・木沢線

- ・緊急事態宣言発出中の4月は減少幅が小さく、5月は増加した。
- ・沿線人口は、4%の減少。

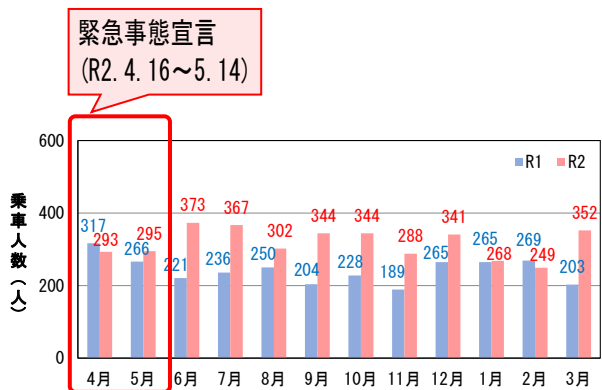


図 和南津・木沢線の乗車人数の推移

④ 3路線合計

- ・緊急事態宣言発出中の4、5月において、減少幅が大きい。

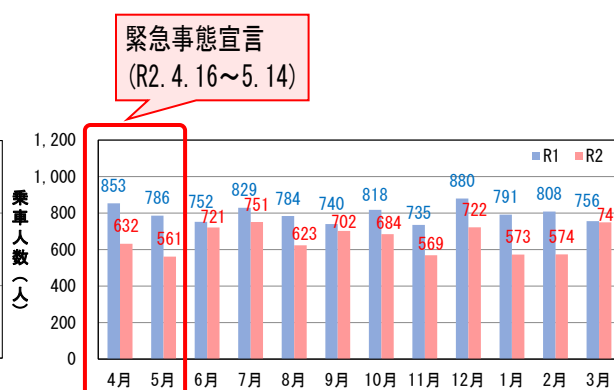


図 3路線合計の乗車人数の推移

表 令和2年度における利用者対前年度比

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
西川口・田麦山線	57%	43%	54%	57%	49%	52%	47%	46%	52%	43%	43%	55%
上川線	78%	69%	88%	78%	81%	103%	81%	61%	86%	95%	105%	124%
和南津・木沢線	92%	111%	169%	156%	121%	169%	151%	152%	129%	101%	93%	173%
3路線計	74%	71%	96%	91%	79%	95%	84%	77%	82%	72%	71%	99%

3. 山古志地域

(1) 令和2年度の運行内容

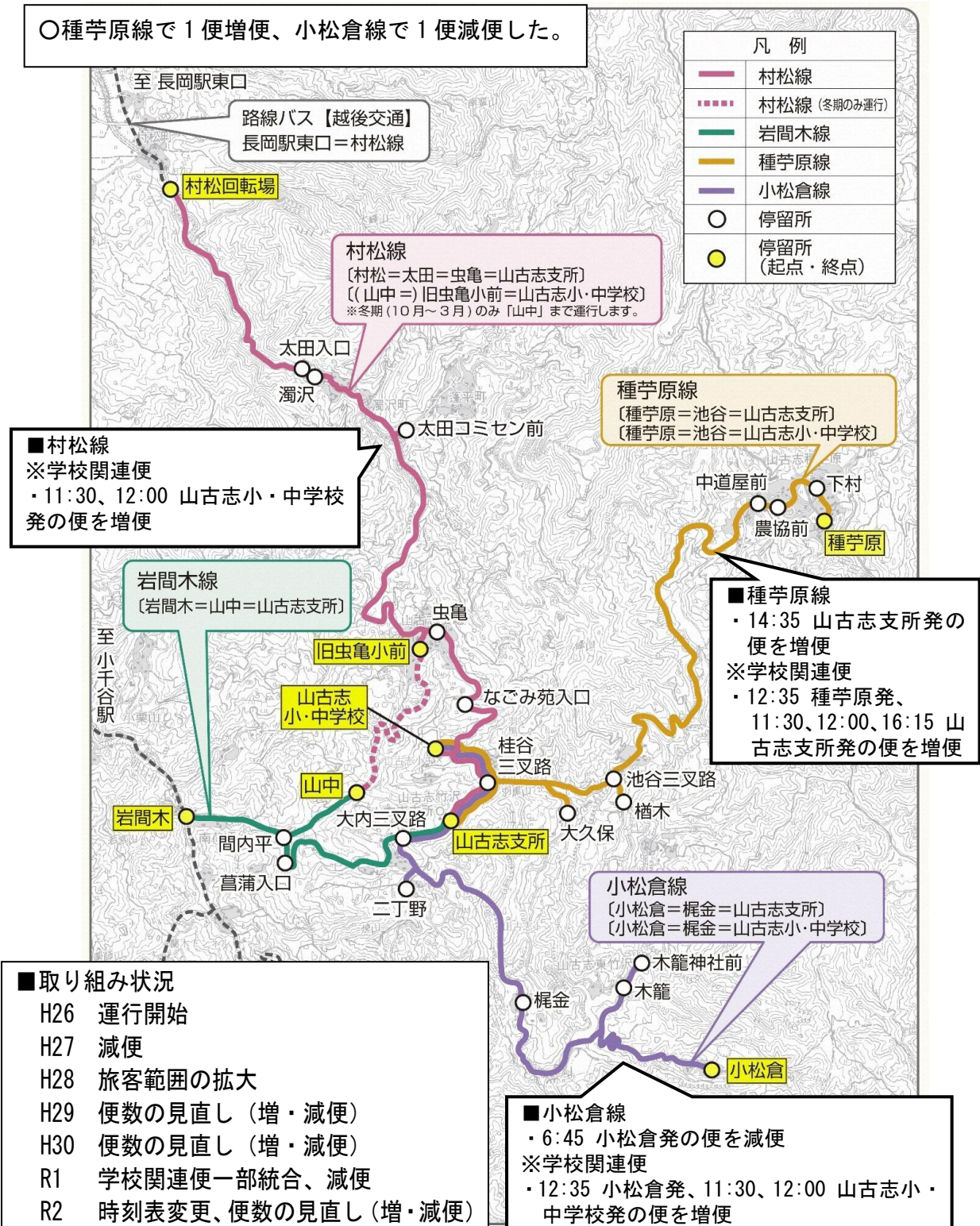
運行主体：NPO 法人中越防災フロンティア

運行形態：コミュニティバス

運賃：大人 200 円、小学生 100 円、回数券

運休日：日祝、年末年始（12/29～1/3）、お盆（8/14～8/16）

(2) 令和元年度から令和2年度の変更内容



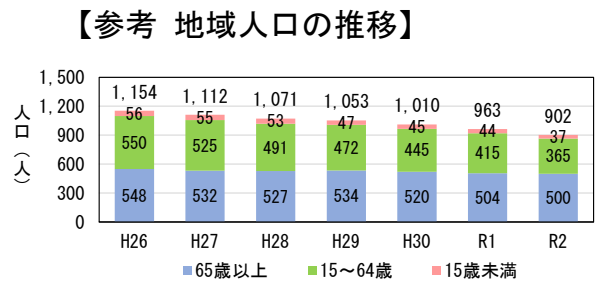
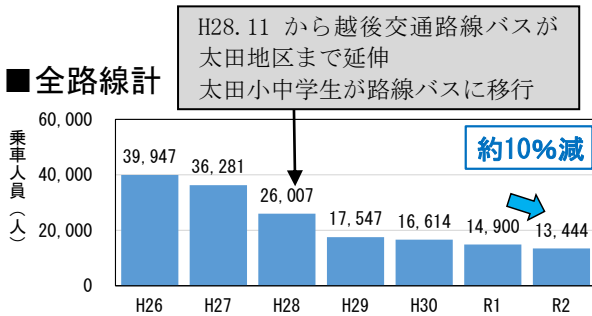
(3) 令和2年度の利用状況（年別）

○利用状況

- 令和元年度と比較して**全路線計では約10%減**となっている。
- 路線別では、**村松線が約28%減**、**岩間木線が約3%増**、**種苧原線が約2%減**、**小松倉線が約2%減**となっている。

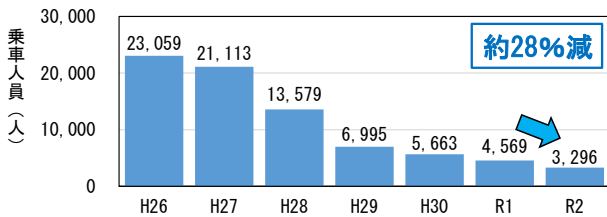
○考察

- 令和2年度の利用者減少の要因としては、新型コロナウイルスの影響が考えられる。特に緊急事態宣言が発出されていた4、5月は大きく減少している。
- また、人口減少、特定の高齢者利用の減少、運転できる高齢者の増加、少子高齢化による小・中学生・高校生利用の減少などが考えられる。
- 岩間木線の増加の要因としては、利用する高校生が増加したためと考えられる。

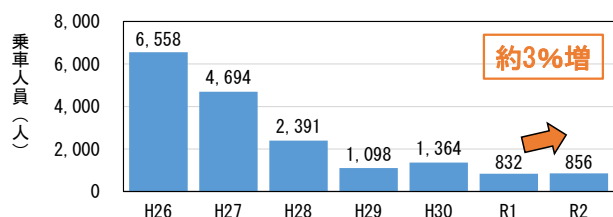


■各路線別

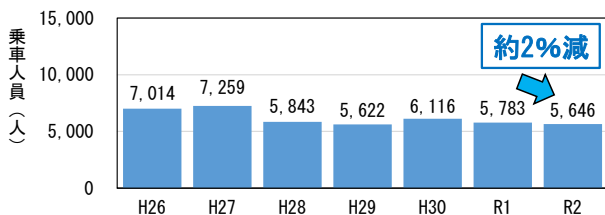
①村松線



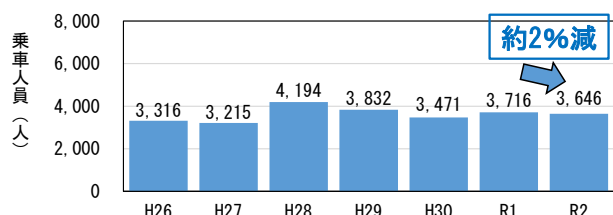
②岩間木線



③種苧原線



④小松倉線



	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
利用者数(合計)	39,947	36,281	26,007	17,547	16,614	14,900	13,444
村松線	運行便数	4,741	4,531	4,573	5,522	4,673	3,338
	利用者数	23,059	21,113	13,579	6,995	5,663	4,569
	1便当たり	4.9	4.7	3.0	1.3	1.2	1.3
岩間木線	運行便数	2,495	2,328	2,286	2,083	1,352	1,308
	利用者数	6,558	4,694	2,391	1,098	1,364	832
	1便当たり	2.6	2.0	1.0	0.5	1.0	0.7
種苧原線	運行便数	3,133	3,082	3,199	3,049	2,967	1,820
	利用者数	7,014	7,259	5,843	5,622	6,116	5,783
	1便当たり	2.2	2.4	1.8	1.8	2.1	3.2
小松倉線	運行便数	2,411	2,355	2,585	2,599	2,850	1,747
	利用者数	3,316	3,215	4,194	3,832	3,471	3,716
	1便当たり	1.4	1.4	1.6	1.5	1.2	2.1

(4) 今後について

- 令和3年4月から、村松線では越後交通路線バスの運行時刻の変更に伴い、2便の運行時刻を変更した。種苧原線では、村松線の時刻変更に伴い、接続している1便の運行時刻を変更した。
- 学校関連便では、学校からの要望により、種苧原線、小松倉線、村松線の山古志小・中学校発15:15の便を15:00に時刻変更した。また、小学生の入学に伴い、村松線では必要な便を増便する。
- 今後は、見直しによる効果を検証すると共に、広報活動等による利用促進策や更なる効率化を検討していく。

【参考】令和2年度の利用状況（月別）

① 村松線

- ・緊急事態宣言発出中の4月、5月において、減少幅が大きい。
- ・村松線（岩間木線含）の沿線人口は、6%の減少。

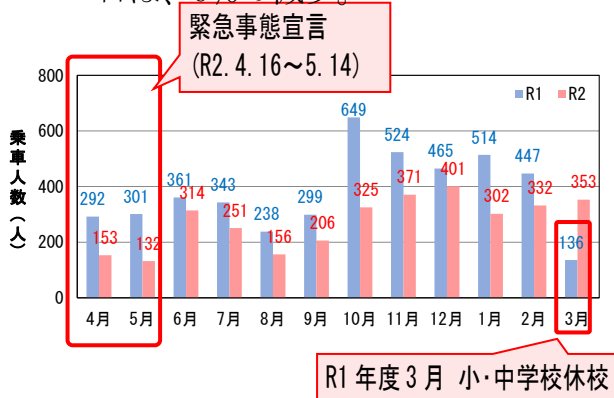


図 村松線の月別推移

② 岩間木線

- ・緊急事態宣言発出中の4月、5月において、減少幅が大きい。
- ・岩間木線（村松線含）の沿線人口は、6%の減少。

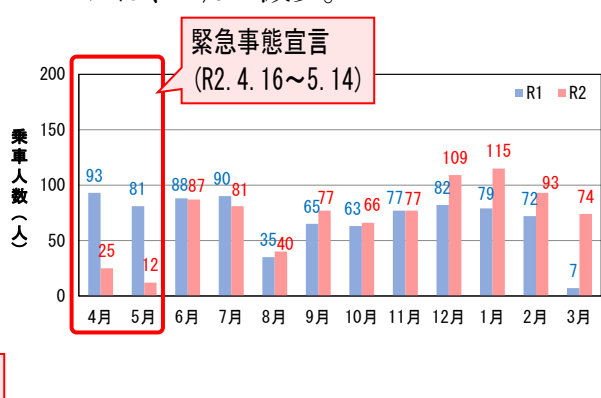


図 岩間木線の月別推移

③ 種苧原線

- ・緊急事態宣言発出中の4月、5月において、減少幅が大きい。
- ・種苧原線の沿線人口は、6%の減少。

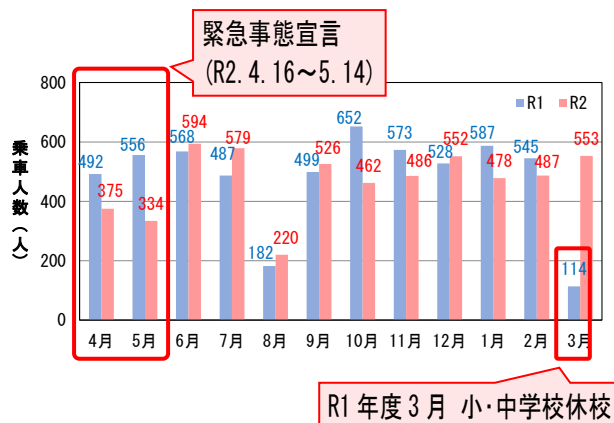


図 種苧原線の月別推移

④ 小松倉線

- ・緊急事態宣言発出中の5月において減少幅が大きい。
- ・小松倉線の沿線人口は、7%の減少。

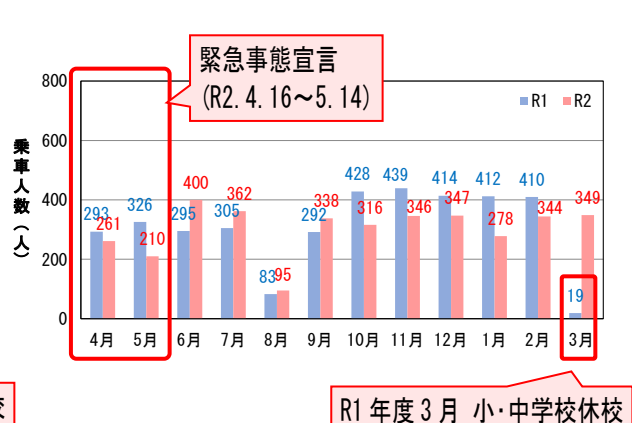


図 小松倉線の月別推移

⑤ 4 路線合計

- ・ 緊急事態宣言発出中の4月、5月において、減少幅が大きい。

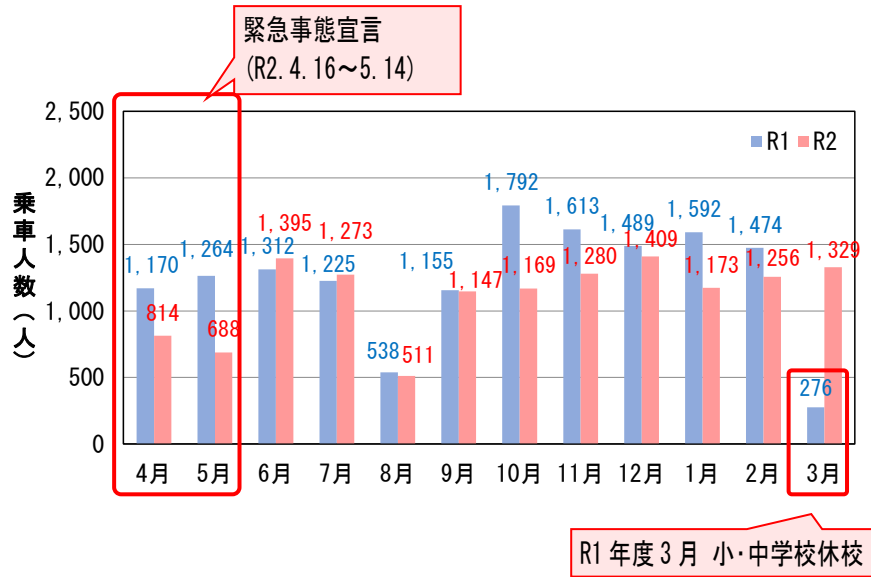


図 4 路線合計の乗車人数の推移

表 令和2年度における利用者対前年度比

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
村松線	52%	44%	87%	73%	66%	69%	50%	71%	86%	59%	74%	260%
岩間木線	27%	15%	99%	90%	114%	118%	105%	100%	133%	146%	129%	1057%
種苧原線	76%	60%	105%	119%	121%	105%	71%	85%	105%	81%	89%	485%
小松倉線	89%	64%	136%	119%	114%	116%	74%	79%	84%	67%	84%	1837%
4路線計	70%	54%	106%	104%	95%	99%	65%	79%	95%	74%	85%	482%

1. 概要

寺泊地域における公共交通は、JR越後線及び越後交道路線バス2系統のみであり、公共交通空白地が広がっている。

そのため、高齢化の進む当該地域において、乗合タクシーを実証運行し、地域住民にとって利便性が高く、持続可能な生活交通の足となる移動手段を検討、確保する。

2. 寺泊地域乗合タクシー実証運行（案）について

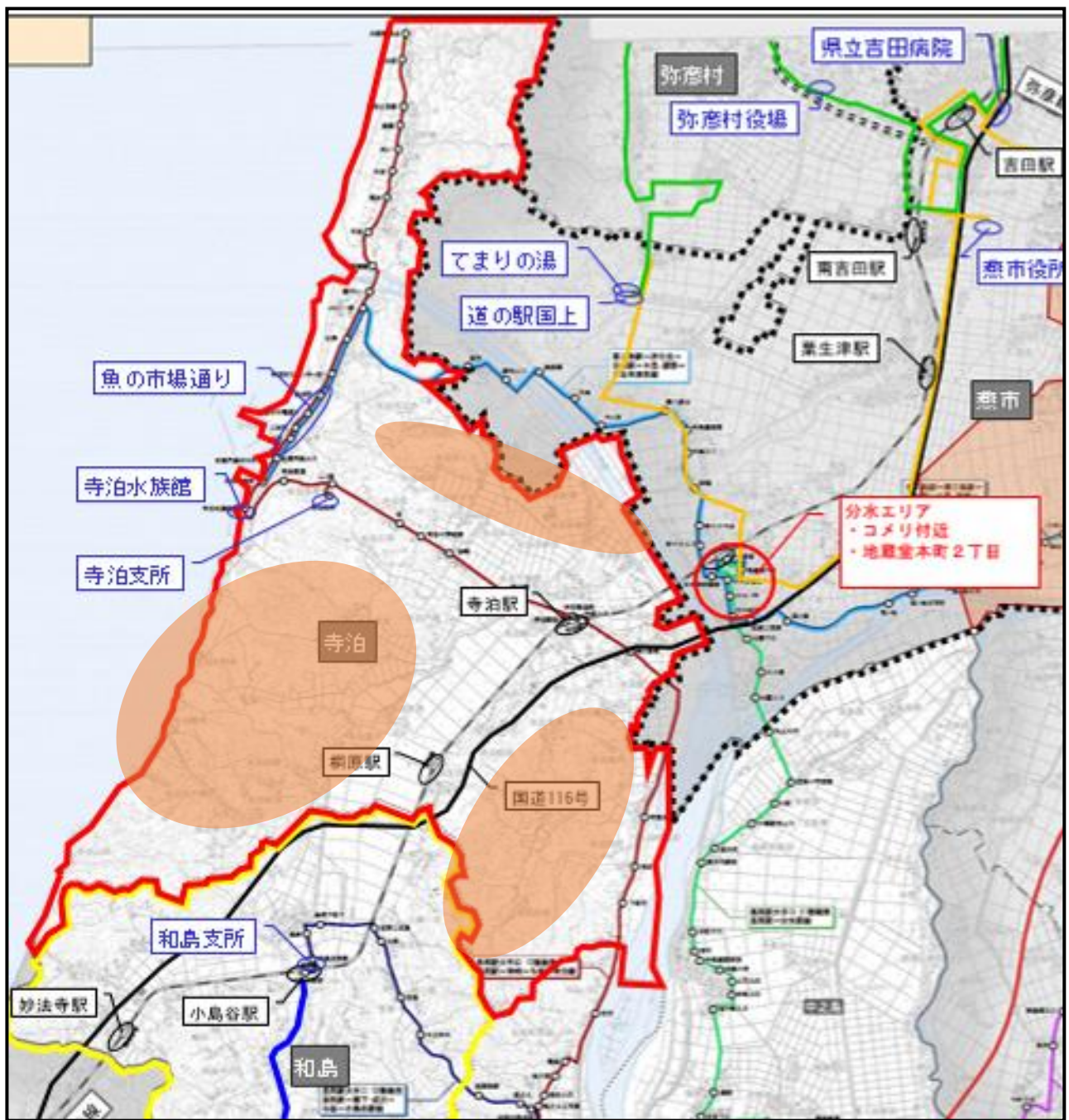
- ・令和2年10月「長岡市寺泊地域生活交通検討委員会」を設立
- ・令和3年10月より乗合タクシーによる実証運行開始予定

表 寺泊地域乗合タクシー実証運行（案）※

期間	令和3年10月1日～令和4年3月31日
根拠法令	道路運送法第21条
運送事業者	タクシー事業者
使用車両	ジャンボタクシー車両（乗客9名定員）
運行区域	寺泊地域（地域全域） 燕市分水地区（2地点を目的地指定（コメリ分水店付近、地蔵堂本町2丁目））
運行頻度	週3日（月・水・金） 8時30分～14時（5便/日予定）
利用方法	事前予約制
運賃	寺泊地域内 200円 寺泊地域～分水地区2地点 400円
乗降位置	停留所は指定せず、ドアツードア運行 分水地区は乗降場所指定

※今後、検討委員会や交通事業者と調整して実証運行の内容を検討する。

■実証運行区間 寺泊地域全域（赤線内）＋燕市分水地区（2地点を目的地指定）



● 公共交通空白地

今年度の取組み方針

平成28年度に策定した「長岡市地域公共交通網形成計画」の施策を引き続き進めるとともに、各事業の進捗等を踏まえ、見直しを含めた検討を行う。

◎今年度の主な取組み内容

1. 主要事業

- (1) 長岡市地域公共交通計画の策定について（現況分析・実態調査アンケート等の実施）
- (2) 路線バス及び公共交通空白地有償運送（小国地域、川口地域、山古志地域・太田地区）の効率的な運行の検討
- (3) 栃尾地域におけるデマンド型乗合タクシーの本格運行の実施
- (4) 和島地域におけるデマンド型乗合タクシーの実証運行の実施
- (5) 寺泊地域におけるデマンド型乗合タクシーの実証運行の実施
- (6) 自家用車から公共交通への乗り換えについて利便性向上を目指した寺泊駅前広場整備（造成工事、舗装工事）
- (7) 意識啓発活動の推進（小学校や高齢者を対象としたモビリティマネジメント教室）
- (8) 新たな公共交通システムについて
- (9) 新型コロナウイルス対策事業について

2. 協議会の開催

- (1) 今年度は3回程度開催（6月、9月、2月を予定）
- (2) 必要により地域分科会の開催

※補足

1. 主要事業

- (4) 和島地域については、10月～本格運行を見据えた協議を進める。
- (9) 新型コロナウイルス対策事業について、「ワクチン接種高齢者移動支援事業」及び「バス・タクシー共通割引券事業」を予定。

1 長岡市地域公共交通協議会

項目	内 訳	予算額（千円）	網形成計画における位置づけ
協議会関係経費	会議費（委員報酬等）、 事務費、委託費 計画策定準備業務委託	10,200	—

2 長岡市地域公共交通網形成計画に基づく各種施策の推進

■生活交通の確保対策

項目	内 訳	予算額（千円）	網形成計画における位置づけ
路線バス補助金	—	99,932	【事業】①-1、②-1、 ③-1
コミュニティバス等 補助金	小国、川口、 山古志、和島	60,019	【事業】⑤-1
デマンド型乗合タ クシー補助金	栃尾、和島	9,700	【事業】⑤-1
デマンド型乗合タ クシー実証運行	和島、寺泊	7,100	【事業】⑤-1

■公共交通の利用環境整備

項目	内 訳	予算額（千円）	網形成計画における位置づけ
バス待合所 設置事業補助金	町内会が設置する ものに対して補助	500	【事業】⑬-1
公共交通情報 提供システム運用	—	7,859	【事業】⑨-1、⑨-2

■駅前広場整備

項目	内 訳	予算額（千円）	網形成計画における位置づけ
寺泊駅	造成工事、修正設計 舗装工事	60,000	【事業】④-1

■モビリティマネジメントの推進

項目	内 訳	予算額（千円）	網形成計画における位置づけ
ながおか ノーマイカーデーの実施	—	46	【事業】⑧-1
バスの乗り方教室	小学生や高齢者を 対象とした教室		
自転車利用環境 整備事業	中心市街地 駐輪対策検討業務	2,000	—

※ノーマイカーデー及びバスの乗り方教室は、新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえて実施を判断。

3 新型コロナウイルス感染拡大に伴う支援事業

■公共交通事業者に対する補助金交付事業

項目	内 訳	予算額（千円）	網形成計画における位置づけ
ワクチン接種高齢者 移動支援事業	全世帯にタクシー券を配布 (利用は65歳以上のワクチン接種に限定)	30,000	—
バス・タクシー共通 割引券事業	全世帯に 共通割引券を配布	20,000	—